

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画の趣旨

全国的な少子化・核家族化の進行や地域のつながりが希薄化する中で、子育てに不安を抱える保護者の増加、女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増加、児童虐待等の子どもの権利を脅かす事件の増加など、子育てをめぐる課題は複雑化しています。

家庭を取り巻く環境等の急速な変化を背景として、国や地域を挙げて「社会全体で子ども・子育てを支援する」という新しい支え合いの仕組みを構築するため、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立しました。

これらの法律に基づき、国では、平成27年4月から「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大及び確保」、「地域における子ども・子育て支援の充実」の3つを柱とする「子ども・子育て支援新制度」（以下「新制度」という。）を施行しました。

また、平成29年6月に策定した「子育て安心プラン」による待機児童を解消する取組の早期着手や令和元年10月施行の幼児教育・保育の無償化等による子育て支援策が加速化していることから、地域社会が一体となってさらなる子育て支援に取り組むことが求められています。

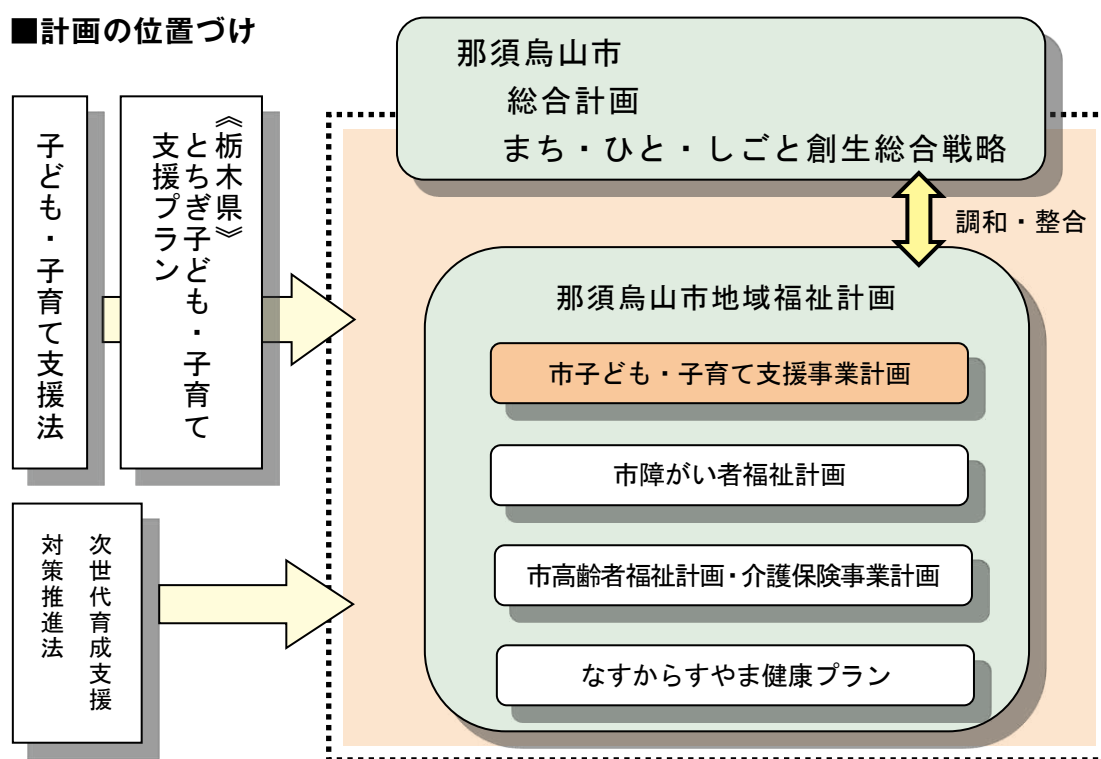
本市においては、新制度の下「みんなで支え合い 親子が安心して生き生きと暮らせるまちづくり」を目標として、子ども・子育て支援法に基づく基本指針（以下「基本指針」という。）を基に、平成27年3月に「那須烏山市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第1期計画」という。）を策定し、地域の実情に応じた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が効率的かつ効果的に提供されるよう、様々な施策を総合的・計画的に推進してきました。

令和2年度から始まる第2期那須烏山市子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）では、第1期計画を見直すとともに、那須烏山市第2次総合計画（以下「総合計画」という。）を実現し、かつ、本市のさらなる子育て環境の向上・発展に向けて策定するものとしてします。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条の「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」(\*)として位置づけます。

また、市総合計画を最上位計画に、市地域福祉計画を福祉分野における上位計画として、本市の子育て支援施策における個別計画として策定します。



### ※ 次世代育成支援対策推進法に規定する市町村行動計画

… 地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画 のこと。

### 3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

計画期間内は、市子ども・子育て会議において毎年度の事業進捗を点検・評価することで各施策の実施を担保するとともに、社会情勢等の変化を見極めながら、各事業の実績等に応じて見直しを行うこととします。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
第1期計画					第2期計画				

### 4 計画の策定体制

本計画は、子ども・子育て支援法第77条に基づく那須烏山市子ども・子育て会議（以下「市子ども・子育て会議」という。）を中心とした審議、市内の未就学児の保護者などを対象としたニーズ調査等を基に、子ども・子育てに関する状況や意向等を踏まえ策定します。

#### (1) 市子ども・子育て会議の実施

子ども・子育て支援法に基づき市町村が条例で定める機関で、保護者、子ども・子育て支援事業者、識見者等で構成する委員により、計画の内容等を審議・提言等を行います。

#### (2) ニーズ調査の実施

本計画策定にあたり、平成30年12月に、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況・利用意向、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に、「未就学児のいる世帯」及び「母子健康手帳交付者」を対象として調査を実施しました。

#### (3) パブリックコメントによる意見公募

本計画の策定過程における公正性・透明性を確保しつつ、広く市民等から意見・提言を収集するため、計画案を公表し、パブリックコメントを実施します。